

群共募第 11 号

平成23年4月12日

共同募金会 各支会分会 事務局長 様  
縣市町村社会福祉協議会 事務局長 様  
群馬県健康福祉課長 様  
群馬県NPO・ボランティア推進課長 様  
群馬NPO協議会 事務局長 様

社会福祉法人群馬県共同募金会

事務局長 小 淵 吉 信 [公印省略]

東日本大震災に係る災害等準備金（災害支援制度）の申請について（通知）

このことについて、中央共同募金会から下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。特に、本県では、避難者を受け入れている市町村の社会福祉協議会等が行う支援活動や、民間社会福祉施設等で被災者を受け入れている場合などが配分対象として想定されますので、周知方よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 中央共同募金会からの通知等

- (1) 中央共同募金会通知 別添1のとおり
- (2) 災害等準備金申請要領 別添2のとおり（申請書等の様式は省略）
- (3) 災害支援制度の細目及び基準 別添3のとおり

### 2 申請等の手順

- (1) 群馬県共同募金会あて連絡する。（申請内容の確認、申請書様式の配付・配信）
- (2) 事業計画を立て、概算で申請書を作成する。
- (3) 所定の申請書を群馬県共同募金会に提出する。（本会から中央共募へ進達する。）
- (4) 中央共同募金会で審査・決定する。
- (5) 中央共同募金会から概算交付を受ける。
- (6) 事業終了後、速やかに精算報告する。

### 3 補足（本会が確認した事項等）

#### (1) 配分対象について

今回添付の災害支援制度の細目及び基準は、東日本大震災の前から既にある、通常の支援内容です。今回の災害では、この基準に加え、次の内容を配分対象とします。

対象期間は災害発生時から当面1年間とする（拡大あり）。通常の規定は6ヶ月現段階ですでに実施済みの事業も対象となる。

被災地（災害救助法適用地域）でなくても、被災地からの避難者を受け入れる事業であれば配分対象となる。

避難所等への配分については、既存の規定では福祉サービス利用者の避難を想定しているが、今回の災害では一般住民の避難者も対象とすることができる。その場合、ボランティアセンターが避難所や被災者を支援するという形で対象とする。

#### (2) 配分対象外について

本県は災害救助法の適用を受けていないため、「破損復旧施設」及び「臨時避難施設」配分は対象外です。

#### (3) 本県において想定される配分対象の例

##### 「活動拠点事務所」配分の例

- ・群馬県内で被災者を受け入れている避難場所や、被災者支援のためにボランティアコーディネートする事業
- ・避難場所で被災者のために使用する備品等の整備（ボランティアセンターが避難所を支援する形で申請する。）
- ・ボランティアセンターを通じて活動する、比較的小規模なボランティア団体への助成（後に示す「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」により交付できる団体は含まない。）
- ・ボランティア保険は、いずれの場合も「災害ボランティア・NPOサポート募金」で申請する。

##### 「活動拠点施設」配分の例

- ・福祉施設で被災者を受け入れ、介護等の福祉サービスを提供する事業
- ・受け入れに必要な最小限の備品等の整備や、介護福祉士・ホームヘルパーなどの専門職員を臨時に雇用する経費

「破損復旧施設」及び「臨時避難施設」配分は、本県では対象外です。

(写し)

中央共募企発第 1 2 号  
平成 23 年 4 月 1 1 日

各都道府県共同募金会  
事 務 局 長 殿

社会福祉法人中央共同募金会  
事務局長 伊達 雅則 [ 公印略 ]

### 東日本大震災にかかる災害等準備金の取扱いについて

標記準備金の運用については、平成 23 年 3 月 18 日付け中央共募企発第 235 号でお知らせいたしましたとおり、各都道府県共同募金会から拠出された準備金は、本会に設置された「東日本大震災に係る災害等準備金審査委員会」の審査を経て、主に災害ボランティアセンターの立ち上げ費や公的補助金の助成が受けられない小規模作業所等に助成されることになっています。

つきましては、別添「東日本大震災に係る災害準備金申請要領」により申請の受け付を行いますので、関係団体への周知並びに申請書のとりまとめ等にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

特に、被災県からの避難住民を貴管内に受け入れている場合は、避難所での機器整備や施設修理、改造等、行政の対応が遅れていたり全額が公費補助の対象とならないケースもありますので、準備金をご活用いただきますよう積極的なお取り組みをお願いいたします。

また、ボランティア活動に関する経費及び被災県へボランティアを派遣するため社会福祉協議会等が主催するボランティアバスに係る経費については「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」により対応することとします。

なお、「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」の詳細については、実施要領が固まり次第ご連絡いたしますので、併せてよろしくお願いいたします。

## 東日本大震災に係る災害等準備金申請要領

## 1 趣旨

東日本大震災による被害は、大規模かつ広範囲に及んでおり、被災者への支援活動を支える災害等準備金について被災県の共同募金会と連携し、中央共同募金会に拠出された準備金の運用を都道府県共同募金会災害支援制度運営要綱に基づき行うこととする。

## 2 申請

申請団体は、平常時の活動拠点となっている都道府県共同募金会に申請に係る書類を提出する

都道府県共同募金会（被災県共同募金会を除く）は、管内に所在する団体からの申請を受け、中央共同募金会に送付する。

## 3 助成

## (1) 対象経費

対象経費は、ボランティア活動に関する経費を除く次の経費とする。

「活動拠点事務所」：災害ボランティアセンター、ボランティア団体の活動拠点事務所に関わる経費

「活動拠点施設」：福祉施設における福祉支援に関わる全額が公費補助の対象とならない経費

「破損復旧施設」：福祉施設における全額が公費補助の対象とならない整備・設備費等の経費

「臨時避難施設」：破壊、破損した福祉施設利用者の一時的避難のために要する経費

## (2) 支援資金額の基準

「活動拠点事務所」支援資金額 ..... 基準額 300 万円

「活動拠点施設」支援資金額 ..... 基準額 300 万円

「破損復旧施設」支援資金額 ..... 基準額 300 万円

「臨時避難施設」支援資金額 ..... 基準額 300 万円

## (3) 対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から当面 1 年間とする。

ただし、災害の状況に応じて対象期間が拡大されることがある。

#### (4) 申請期間

支援資金を申請する時期は上記支援対象期間に連動する。

ただし、災害の状況に応じて申請期間が延長されることがある。

#### 4 申請書類

申請を行う際に必要な書類は以下に示すとおりである。

##### (1) 「活動拠点事務所」

- ・活動拠点事務所支援資金申請書 (様式1- )
- ・活動拠点事務所設置概要 (様式1- )
- ・活動拠点事務所経費概要 (様式1- )
- ・活動拠点事務所精算書 (様式1- )

##### (2) 「活動拠点施設」

- ・活動拠点施設支援資金申請書 (様式2- )
- ・活動拠点施設設置概要 (様式2- )
- ・活動拠点施設経費概要 (様式2- )
- ・活動拠点施設精算書 (様式2- )

##### (3) 「破損復旧施設」

- ・破損復旧施設支援資金申請書 (様式3- )
- ・破損復旧施設設置概要 (様式3- )
- ・破損復旧施設経費概要 (様式3- )
- ・破損復旧施設精算書 (様式3- )

##### (4) 「臨時避難施設」

- ・臨時避難施設支援資金申請書 (様式4- )
- ・臨時避難施設設置概要 (様式4- )
- ・臨時避難施設経費概要 (様式4- )
- ・臨時避難施設精算書 (様式4- )

#### 5 申請受付及び審査委員会

原則として申請の受付は、毎月末日締め、翌月初めに審査委員会を開催する。

#### 6 支援資金の決定と交付

申請についてはその内容に基づき審査委員会において、審査をし、決定する。

支援資金が決定した場合は、直ちに申請者に通知し、決定支援額を申請書に記載されている金融口座に振込むこととする。

7 支援資金の精算

3 - ( 1 ) の対象経費については、事業終了後、速やかに精算を行うものとする。

8 支援資金の返還

申請内容に虚偽があった場合や支援資金が不適切な処理がなされた場合は、決定を取り消し、支援資金の返還を求めるものとする。

## 災害支援制度の細目及び基準

## 1. 災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合

支援資金額	基準額 300万円
支援資金交付の条件	<p>災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループに対して交付する。</p> <p>市町村規模若しくはそれに相当するボランティアセンター、ボランティア団体とする。</p> <p>被災地の災害対策本部と活動拠点事務所設置について連携が取れていること。</p> <p>災害発生時から6か月以内の範囲の活動を対象とする。</p> <p>ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。</p> <p>概算払い、終了時精算払いとする。</p>
対象経費	<p>活動拠点用事務所の備品・機材・機器の購入又は借上げ費用</p> <p>活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費の購入</p> <p>活動拠点用事務所の光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費</p> <p>交付条件に満たないボランティア団体・グループが災害ボランティア活動を行い、ボランティアセンターとして取りまとめ支出した際の経費</p> <p>活動拠点用事務所の借上げ費用</p>
支援対象活動の例示	<p>ボランティア活動拠点の場とする。</p> <p>広報誌や情報誌の発行等各種の情報提供の場とする。</p> <p>ボランティアをコーディネートするための講習会や連絡調整を行う場とする。</p>

<注> 災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり県段階の活動拠点事務所を設置したときは、特に認められる場合、この基準にかかわらず必要とする資金を支援する。

## 2. 福祉施設が「活動拠点施設」で申請する場合

支援資金額	基準額 300万円
支援資金交付の条件	福祉施設に対して交付する。 災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 概算払い、終了時精算払いとする。
対象経費	臨時避難所として機能するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 被災地域内における福祉支援の拠点として活動するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を臨時的に雇用する経費
支援対象活動の例示	福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して介護・看護・保育等を行う。 福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して入浴・食事等のサービスを行う。 福祉施設を拠点として、被災地域に介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を派遣して介護・看護・保育等を行う。 福祉施設の敷地や場所をボランティア活動拠点の場とする

<注> 必要に応じ基準額を超える申請ができるものとする。

### 3. 社会福祉施設が「破損復旧施設」として申請する場合

支援資金額	基準額 300万円
支援資金交付の条件	福祉施設に対して交付する。 災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 概算払い、終了時精算払いとする。
対象経費	破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理に要する経費 破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理に要する経費
支援対象活動の例示	破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理を行う。 破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理を行う。

<注1> 必要に応じ基準額を超える申請ができるものとする。

<注2> 福祉施設には福祉団体を含むものとし、設備の買い替え、応急修理に要する経費を申請の対象とする。

### 4. 福祉施設が「臨時避難施設」で申請する場合

支援資金額	基準額 300万円
支援資金交付の条件	福祉施設に対して交付する。 災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 概算払い、終了時精算払いとする。 福祉施設には、デイサービスセンター、無認可保育所、児童館、小規模作業所等も対象とする。 臨時避難場所には、学校校舎、公民館、自治会集会場等の他、個人住宅も対象とする。
対象経費	福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用するための経費
支援対象活動の例示	福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用する。

<注> 必要に応じ基準額を超える申請ができるものとする。